|  |
| --- |
| 日本フォトイメージング協会指定用紙 |
| 整理番号 |  |

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る仕様等証明書

|  |  |
| --- | --- |
| 設備の種類 | 機械及び装置 |
| 設備の用途又は細目 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 当該設備の概要 | 設備の名称 |  |
| 設備型式 |  |
| 納入数量 |  |
| 納入年月 | 　平　成　　　　年　　　　月 |
| 設置場所 | （会社・事業所名）　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| （所 在 地） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 該　当　要　件 | １０年以内に販売開始された製品であるか | １．該当　　　２．非該当 |
| 「生産性向上」（旧モデル比生産性年１％向上）に該当するか（※）比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。 | １．該当　　　２．非該当 |
| 該当要件への当非 | １．該当　　　２．非該当 |

　〒182-0014

　東京都調布市柴崎1-66-6

　電話：042-481-8029

日本フォトイメージング協会

　会長　　岩田　敏　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　当該設備は、上記のとおりであることを証明します。

　該当要件欄に記載してある事項について

確認し、該当要件を満たしていることを証

明します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日

平成　　年　　月　　日

製造事業者等の名称

製造事業者等の所在地

代表者氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　印

担当者氏名：

所　　　属：

担当者連絡先（電話番号）：

(注) 本証明書は、中小企業等経営強化法第１３条第４項に基づく経営力向上設備等であって、地方税法附則第１５条第４６項に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件を満たしていることを証明するものです。当該税制の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法第１３条第１項に基づき経営力向上計画の認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額（１６０万円）以上であること、改正法（※）の施行日から平成３１年３月３１日までに取得すること等の要件を満たす必要があります。詳しくは当該税制の概要をご参照ください。

（<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>）

※中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成２８年法律第５８号）